

商品概要説明書

利息分割受取型定期預金(大口定期)

2022年4月1日現在

商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 [利息分割受取型定期預金(大口定期)]
販売対象	・個人のみ
期 間	・定型方式のみ 1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、10年 ・元金自動継続取扱いのみ
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・預入日の1年後(2年後、3年後、4年後、5年後、6年後、7年後、10年後)の応答日を満期日として、約定利率で計算した約定期間の利息をあらかじめ指定した期間毎に分割して支払います。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の自由金利型定期預金の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・利息振替周期 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、6ヵ月 ・預入日から満期日の1ヵ月(2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、6ヵ月)前の応当日までの間に到来する預入日の1ヵ月(2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月、6ヵ月)毎の応当日を利息支払日とし、約定利率により月割計算した一定金額の利息を指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は満期日に指定口座へ入金します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合、その利息は預入日から解約日前日までの日数及び別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算し、この預金とともに払戻致します。なお、分割利息が支払われている場合には、この解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・紛失等により再発行する場合は再発行手数料1件1,650円(税込)がかかります。